

改定日：2023年4月12日

病院見学受け入れ基準

1. 院内及び地域の新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、病院見学は中止することもあります。
2. 以下の場合、見学者を受け入れることが出来ません。
 - ① 養成施設（学校）が病院見学及び病院実習を中止している場合。
 - ② 病院見学の予定者が濃厚接触者である場合。
 - ③ 感染者が急増している区域の養成施設（学校）からの受け入れ。
 - ④ 過去2週間以内の海外渡航歴がある場合、帰着日から5日間を経過するまでの間。
3. 病院見学を希望する方は、以下の事項の厳守をお願いします。
 - ① 見学日前5日間の検温及び体調確認を行い、37.5度以上の発熱又は風邪症状がある場合は、事前に当院に連絡して下さい。受け入れの可否を判断します。
 - ② 見学当日は来院前に自宅で検温を行って下さい。37.5度以上の発熱又は風邪症状がある場合は、その日の見学は中止とします。
 - ③ 見学当日はマスクを着用して来院し、記入してきた「新型コロナウイルス感染症に関する調査票」を提出して下さい。
 - ④ 来院後、見学を開始する前に検温及び体調確認を行うとともに「新型コロナウイルス感染症に関する調査票」により見学日前5日間の様子をお聞かせ下さい。場合によりその日の見学を中止とすることがあります。
 - ⑤ 見学を開始した後に、発熱等体調の変化があった場合は、速やかに職員にその旨をお伝えください。その時点でその日の見学は中止とします。
4. 見学対象者は原則として、見学実施時に最終学年である学生（看護職のみ3年生も可）及び既卒者とします。（それ以外の方の見学希望は要相談）